

# 物損害ユニットの内容【企業包括方式】

保険金の種類	お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いできない主な場合												
① 損害保険金	<p>補償プランに応じ、日本国内で発生した下表【補償内容】の「○・◇」印がある偶然な事故により保険の対象(設備・什器等や商品・製品等)に損害(注1)が生じた場合に、再調達価額(注2)を基準としてお支払いします。修理可能な場合は、修理費または再調達価額のいずれか低い額をお支払いします。(注3)</p> <p>(注1) ご契約者または記名被保険者が支出した損害防止費用のうち、必要または有益な費用の額を損害の額に含みます。</p> <p>(注2) 損害が発生した地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再築するのに要する額をいいます。</p> <p>(注3) 保険の対象が商品・製品等または貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、時価*が基準となります。 ※損害が発生した地および時における保険の対象の価額をいいます。</p> <p>(お支払いする損害保険金の額は、1事故につきご契約時に設定した物損害ユニットのご契約金額が限度となります。)</p>	<p><b>&lt;設備・什器等や商品・製品等の損害、通貨等の盗難に共通の事由&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ご契約者、記名被保険者、保険金受取人またはその代理人の故意、重大な過失、法令違反による損害</li> <li>●地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質などによる損害</li> <li>●対象敷地内から20mを超える場所に設置された看板、自動販売機および収容される商品の損害</li> <li>●自動販売機、両替機などの機械に収容されている業務用の通貨または商品に生じた盗難による損害</li> <li>ただし、機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合を除きます。</li> <li>●ゴルフネット、仮設の建物および収容される財物または建築中の屋外設備・装置などに生じた風災・雹災・雪災の損害</li> <li>●日本国外で発生した事故</li> </ul> <p><b>&lt;設備・什器等や商品・製品等に生じた不測かつ突発的な事故、電気的・機械的事故に適用される固有の事由&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険の対象の瑕疵、自然消耗、劣化、ボイラスケール、錆、蝕、キャビテーション、ねずみ喰い、虫喰いなどによる損害</li> <li>●差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害</li> <li>●製造中または加工中の損害</li> <li>●保険の対象のうち、管球類のみに生じた損害</li> <li>●汚損、すり傷などの単なる外形上の損傷で、機能に直接関係のない損害</li> <li>●詐欺、横領、置忘れ、紛失など</li> <li>●自動販売機、両替機などの機械の故障、変調、乱調に起因して、それらに収容されている業務用の通貨または商品が規定量・規定額以上に出ることによって生じた損害</li> <li>●楽器に生じた次の損害             <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 絃のみの切断、打楽器の打皮のみの破損</li> <li>b. 音色または音質の変化</li> </ul> </li> <li>●保険の対象が液体、粉体、気体などの流動体である場合における汚染、異物の混入、純度の低下、分離・復元が困難となるなどの損害</li> <li>●亀裂その他の瑕疵があったガラスに生じた損害および取付上の瑕疵によって取付けた日からその日を含めて7日以内に生じたガラスの損害</li> <li>●ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事する従業員の故意による損害</li> <li>●土地の沈下、隆起、移動その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害</li> <li>●発酵、自然発熱の損害</li> <li>●風、雨、雪、雹、砂塵の吹込みまたは漏入</li> <li>●カード、ディスクなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害(注7)</li> </ul> <p><b>&lt;商品・製品等に適用される固有の事由&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●冷凍・冷蔵装置、設備の破壊・変調・機能停止に起因する温度変化によって生じた損害(注7)</li> <li>●方引きによって生じた損害</li> <li>●検品、梱卸しの際に発見された数量不足による損害</li> <li>●受渡しの過誤などによる損害</li> <li>●電力の停止または異常な供給による損害</li> </ul> <p>(注7) オプション特約(下記ご参照)をセットされることによりお支払いします。</p> <p><b>&lt;手形・小切手の盗難に適用される固有の事由&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●手形・小切手の盗難事故が発生した際に、次の措置などを直ちに取らなかった場合             <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 振出人・引受人・取引金融機関に対して盗難事故発生時の通知を行い、支払いの停止を依頼すること。</li> <li>b. 公示催告の申し立てを行い、所定の時期に除権決定の申し立てをすること。</li> <li>c. 警察署などに届け、盗難事故に関する証明書を取り付けること。</li> <li>d. その他当会社の要求した手続を行うこと。</li> </ul> </li> <li>●手形・小切手の盗難事故が発生した際に生じた不渡り損害・支払拒絶による損害、金利損害、価値の下落損害</li> </ul>												
② 物損害事故付随費用保険金	<p>損害保険金をお支払いする事故に直接起因する次の費用の合計額を1事故につき1,000万円限度にお支払いします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用保険金</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残存物取片づけ費用</td> <td>残存物の取片づけに必要な取りこわし費用など</td> </tr> <tr> <td>修理付帯費用</td> <td>復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業勤務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など</td> </tr> <tr> <td>法令変更対応費用</td> <td>建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用</td> </tr> <tr> <td>エコ対策費用</td> <td>復旧にあたり環境に資する製品に買い換える場合などの追加費用</td> </tr> <tr> <td>屋上緑化費用</td> <td>保険の対象と同時に貴社所有建物の屋上または外壁に損害が生じた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注4) エコマークなどの環境ラベルの付いた製品などとなります。これら以外の製品については、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。</p>	費用保険金	内容	残存物取片づけ費用	残存物の取片づけに必要な取りこわし費用など	修理付帯費用	復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業勤務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など	法令変更対応費用	建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用	エコ対策費用	復旧にあたり環境に資する製品に買い換える場合などの追加費用	屋上緑化費用	保険の対象と同時に貴社所有建物の屋上または外壁に損害が生じた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用	
費用保険金	内容													
残存物取片づけ費用	残存物の取片づけに必要な取りこわし費用など													
修理付帯費用	復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業勤務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など													
法令変更対応費用	建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用													
エコ対策費用	復旧にあたり環境に資する製品に買い換える場合などの追加費用													
屋上緑化費用	保険の対象と同時に貴社所有建物の屋上または外壁に損害が生じた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用													
③ 通貨等盗難損害保険金(ワイドプランのみ)	<p>対象施設内に収容中または一時持ち出し中の状態にある業務用現金(注5)・手形・小切手または預貯金証書などの盗難による損害が生じた場合、1事故につき100万円(注6)を限度にお支払いします。</p> <p>(注5) 対象敷地内から20m以内に設置の自動販売機内収容を含みます。</p> <p>(注6) オプション特約(下記ご参照)をセットされた場合は、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。</p>													

## 【補償内容】

◎: お支払いします。自己負担額はありません。  
○: 自己負担額(1万円)を差し引いてお支払いします。 ×: お支払いできません。

W → ワイドプラン E → エコミープラン

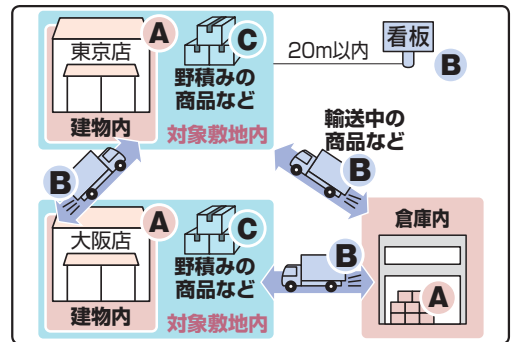
No.	事故の種類	A 建物内収容動産		建物外所在動産			
		W	E	B 輸送中・一時持ち出し中・20m以内の看板など		C 左記以外(野積みなど)	
1	火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	○	○	○
2	風災・雹災・雪災	○	○	○	○	○	○
3	建物の外部からの物体の衝突、飛来など	○	○	○	○	○	○
4	給排水設備に生じた事故による水濡れなど	○	○	○	○	○	○
5	騒擾、労働争議など	○	○	○	○	○	○
6	盗難	○	×	○	×	×	×
7	水災	○	×	○	×	×	×
8	電気的事故、機械的事故	○	×	○	×	×	×
9	その他の不測かつ突発的な事故	○	×	○	×	×	×

## 【オプション特約の概要】

特約の名称	特約の概要
現金盗難損害補償特約	上記③通貨等盗難損害保険金の限度額を100万円から1,000万円に引き上げる特約です。
情報メディア等損害補償特約	コンピュータウイルス、不正アクセスなどの事故により、記録媒体およびプログラム、データなどに生じた損害についても保険金をお支払いする特約です。
冷凍損害補償特約	冷凍・冷蔵装置の機能停止などに起因する温度変化によって、保険の対象に損害が生じた場合についても保険金をお支払いする特約です。

※オプション特約の詳細については取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

## 【保険の対象の範囲イメージ図】



## 【注意】 保険の対象にならない物

次の物は保険の対象となりません。

- 建物 ●自動車 ●原動機付自転車 ●船舶
- 航空機 ●動物・植物
- 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超える物

※建物は火災保険、自動車・原動機付自転車は自動車保険を別途ご手配ください。